

H R 2 0 - 0 5 6 B  
令 和 2 年 6 月 4 日

原子力規制委員会殿

東京都千代田区丸の内一丁目6番6号  
株式会社日立製作所  
執行役社長 東原 敏昭

## 株式会社日立製作所 王禅寺センタ

### 日立教育訓練用原子炉に係る保安規定変更認可申請書

#### の第2回補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項に基づき、令和元年10月31日付けHR19-038Bをもって変更認可申請（令和2年2月28日付けHR19-361Bで一部補正）した、株式会社日立製作所 王禅寺センタの日立教育訓練用原子炉に係る保安規定変更認可申請書を一部補正いたします。

## 記

### 1. 補正の理由

- (1) 第4倉庫及び第5倉庫における保安管理の詳細化等
  - (a) 放射性固体廃棄物の管理の詳細化
  - (b) 巡視の確認項目のうち所有権境界内の状況の判断基準の詳細化
  - (c) 異常発見時の措置、修理・改造等及び地震時等の処置に係る記載の適正化
  - (d) 施設定期自主検査の内容の詳細化
- (2) 原子炉室の管理区域の一部解除後の保安管理の詳細化
- (3) 廃止措置計画との整合を図るための適正化
  - (a) 容器の固縛に係る記述の適正化
  - (b) 施設定期自主検査の対象設備に係る記載の適正化
  - (c) 用語の適正化
- (4) 線量当量率等の測定における管理目標値、物品持出しに係る管理値及び汚染のおそれのない管理区域の設定に係る記載の適正化
- (5) 上記の他、記載の適正化

### 2. 補正の内容

別紙の通り。

補正前	補正後 [補正箇所のみ記載。(波下線は今回の補正箇所を示す)]	備考
<p align="center"><b>第 1 章 総 則</b></p>	<p align="center"><b>第 1 章 総 則</b></p>	括弧数字は補正の理由を示す。
<p>(他の規定との関係)</p> <p>第 4 条 <u>原子炉施設に係る保安管理及び品質保証活動は、この規定に定める他、H T R 保安管理要領及びH T R 品質保証計画を定める。</u></p>	<p>(他の規定との関係)</p> <p>第 4 条 <u>H T R 施設等に係る保安管理及び品質保証活動は、この規定に定める他、H T R 保安管理要領及びH T R 品質保証計画を定める。</u></p>	(5)
<p align="center"><b>第 5 章 放 射 線 管 理</b> <b>第 1 節 管 理 区 域 等 の 設 定</b></p>	<p align="center"><b>第 5 章 放 射 線 管 理</b> <b>第 1 節 管 理 区 域 等 の 設 定</b></p>	
<p>(管理区域・周辺監視区域の設定)</p> <p>第 1 4 条 <u>H T R 施設等の管理区域及び周辺監視区域は図 2、図 2-2 及び図 3 に示す区域とする。ただし、第 5 倉庫の屋上については、第 5 倉庫内の放射性固体廃棄物の量に変動がなく、屋上面での空間線量当量率が規則第 1 条の 2 第 2 項第四号の定義を超えないと認められる場合には、管理グループ長は、品質保証責任者の審査及び王禅寺センタ長の承認を得て、管理区域の解除ができる。</u></p> <p>2 <u>管理グループ長は、前項の管理区域以外に、前項の管理区域の定義に該当する場所が一時的に生じた場合には、品質保証責任者の審査及び王禅寺センタ長の承認を得て、当該場所を一時的に管理区域（以下「一時管理区域」という。）に設定しなければならない。</u></p> <p>3 <u>管理グループ長は、前項の一時管理区域の設定を解除しようとする場合には、当該場所が管理区域の定義に該当しなくなったことを確かめた後、品質保証責任者の審査及び王禅寺センタ長の承認を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>工事グループ長は、廃止措置計画の実施において、一時管理区域を設定する必要がある場合又はその設定を解除する場合には、あらかじめ管理グループ長に依頼しなければならない。</u></p> <p>5 <u>管理グループ長は、第 1 項の管理区域 又は第 2 項の一時管理区域 の一部又は全部について、汚染のおそれのない管理区域とみなす場合（当該区域において汚染の発生する作業を行わない場合、かつ表面密度がα線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm<sup>2</sup>未満）には、品質保証責任者の審査及び王禅寺センタ長の承認を得なければならない。</u></p>	<p>(管理区域・周辺監視区域の設定)</p> <p>第 1 4 条 <u>H T R 施設等の管理区域及び周辺監視区域は図 2、図 2-2 及び図 3 に示す区域とする。ただし、第 5 倉庫の屋上については、第 5 倉庫内の放射性固体廃棄物の量に変動がなく、屋上面での空間線量当量率が規則第 1 条の 2 第 2 項第四号の定義を超えないと認められる場合には、管理グループ長は、品質保証責任者の審査及び王禅寺センタ長の承認を得て、管理区域の解除ができる。</u></p> <p>2 <u>管理グループ長は、前項の管理区域以外に、前項の管理区域の定義に該当する場所が一時的に生じた場合には、品質保証責任者の審査及び王禅寺センタ長の承認を得て、当該場所を一時的に管理区域（以下「一時管理区域」という。）に設定しなければならない。</u></p> <p>3 <u>管理グループ長は、前項の一時管理区域の設定を解除しようとする場合には、当該場所が管理区域の定義に該当しなくなったことを確かめた後、品質保証責任者の審査及び王禅寺センタ長の承認を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>工事グループ長は、廃止措置計画の実施において、一時管理区域を設定する必要がある場合又はその設定を解除する場合には、あらかじめ管理グループ長に依頼しなければならない。</u></p> <p>5 <u>管理グループ長は、第 1 項の管理区域 又は第 2 項の一時管理区域 の一部又は全部について、汚染のおそれのない管理区域とみなす場合（当該区域において汚染の発生する作業を行わない場合、かつ表面密度がα線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm<sup>2</sup>を超えない場合）には、品質保証責任者の審査及び王禅寺センタ長の承認を得なければならない。</u></p>	(4)
<p>(当社が所有権を有する土地の管理)</p> <p>第 1 5 条の 2 <u>事業所の長は、図 3 に示す所有権境界内の土地上及びその空間においては、廃止措置完了までの間所有権の処分はせず、人を居住させてはならない。</u></p> <p>2 <u>管理グループ長は、不特定者がみだりに立ち入らないようにするため所有権境界にフェンスを設置するとともに表 2 に掲げる標識を設けなければならない。</u></p> <p>3 <u>管理グループ長は、人の居住がないことを表 7 に定める巡視により確認しなければならない。</u></p>	<p>&lt;補正なし（参考記載）&gt;</p>	

補正前	補正後 [補正箇所のみ記載。(波下線は今回の補正箇所を示す)]	備考
<b>第2節 管理区域等の出入管理</b>	<b>第2節 管理区域等の出入管理</b>	
<p>(汚染の除去)</p> <p>第17条 管理グループ長は、前条第7項(6)の検査により汚染が発見された者については、衣服に対してはドラム缶に入れて管理区域内に保管し、身体の汚染部分に対しては布や紙等の除染用品による除染を実施し、汚染が除去されたことを確認しなければならない。除染できなかつた場合には王禅寺センタ長及び品質保証責任者に報告して、除染のための指示を受け、指示に係る処置を行わなければならない。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、前項につき、本部の長、事業所の長に報告しなくてはならない。</p>	<p>(汚染の除去)</p> <p>第17条 管理グループ長は、前条第7項(6)の検査により汚染が発見された者については、衣服に対してはドラム缶等の容器(以下、「容器」という。)に入れて管理区域内に保管し、身体の汚染部分に対しては布や紙等の除染用品による除染を実施し、汚染が除去されたことを確認しなければならない。除染できなかつた場合には王禅寺センタ長及び品質保証責任者に報告して、除染のための指示を受け、指示に係る処置を行わなければならない。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、前項につき、本部の長、事業所の長に報告しなくてはならない。</p>	(3)(c)
<p>(物品の保管及び持出制限)</p> <p>第18条 管理区域内で物品を保管する場合には、汚染の可能性のあるものについては汚染拡大防止の措置を講じなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、第16条第7項(7)の検査により汚染が発見された物品については、当該物品の表面密度が表3に掲げる管理値を超える場合には、除染等の措置を講じ再確認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の再確認で表3に掲げる管理値を超える物品は管理区域外へ持出してはならない。</p>	<補正なし(参考記載)>	
<b>第3節 被ばく管理</b>	<b>第3節 被ばく管理</b>	
<p>(線量限度)</p> <p>第20条 管理グループ長は、管理区域内に立入る者に対し、放射線測定器等により放射線業務従事者についてはその立入りの間、一時立入者については立入りのつど、線量の測定を行わなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、放射線業務従事者の線量が、表4に掲げる線量限度を超えないよう、第19条第1項による人の立入制限等の被ばく管理上の措置を講じなくてはならない。</p> <p>3 管理グループ長は、前項の規定に加えて、放射線業務従事者の線量等が、表5に掲げる管理目標値を超えないよう努めなくてはならない。</p> <p>4 管理グループ長は、一時立入者の線量が1回の立入りについて100<math>\mu</math>Svを超えないよう管理しなくてはならない。ただし、法律等に基づく検査のために立ち入る者を除く。</p>	<p>(線量限度)</p> <p>第20条 管理グループ長は、管理区域内に立入る者に対し、放射線測定器等により放射線業務従事者についてはその立入りの間、一時立入者については立入りのつど、線量の測定を行わなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、放射線業務従事者の線量が、表4に掲げる線量限度(管理値)を超えないよう、第19条第1項による人の立入制限等の被ばく管理上の措置を講じなくてはならない。</p> <p>3 管理グループ長は、前項の規定に加えて、放射線業務従事者の線量等が、表5に掲げる管理目標値を超えないよう努めなくてはならない。</p> <p>4 管理グループ長は、一時立入者の線量が1回の立入りについて100<math>\mu</math>Svを超えないよう管理しなくてはならない。ただし、法律等に基づく検査のために立ち入る者を除く。</p>	(4)

補正前	補正後 [補正箇所のみ記載。(波下線は今回の補正箇所を示す)]	備考
<b>第5節 線量当量率等の測定</b>	<b>第5節 線量当量率等の測定</b>	
<p>(線量当量率等の測定)</p> <p>第25条 管理グループ長は、管理区域内、管理区域境界及び周辺監視区域境界における外部放射線に係る線量当量率について、表6に定める測定をしなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、周辺監視区域境界における線量当量について、表6に定める測定をしなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、管理区域内の放射性物質に係る表面密度について、<u>汚染のおそれのない管理区域にあつては汚染のない状態が維持されていることを確認するため</u>、表6に定める測定をしなければならない。</p> <p>4 管理グループ長は、放射性物質の飛散のおそれのある作業を行う場合には、周辺監視区域外の空気中の濃度限度が告示に定める値を超えないことを確認するため、周辺監視区域境界における空気中の放射性物質濃度の測定をしなければならない。</p> <p>5 管理グループ長は、第1項から第4項までの測定結果を王禅寺センタ長、品質保証責任者に報告しなければならない。</p>	<p>&lt;補正なし(参考記載)&gt;</p>	
<p>(線量当量率等測定により異常を認めた場合の措置)</p> <p>第26条 管理グループ長は、前条第1項から第3項に係る測定値を、表6の右欄に掲げる<u>管理目標値</u>以内に管理しなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、前条第4項に係る測定値を、告示に定める濃度限度以内に管理しなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、第1項の<u>管理値</u>又は第2項の濃度限度を超える異常が認められた場合には、立入制限又は作業中止の指示をして速やかにその原因を調査し、異常解除のための処置を講じ、その旨を王禅寺センタ長に報告しなければならない。</p> <p>4 王禅寺センタ長は、第1項から第3項の異常について、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に報告し、品質保証責任者の保安のための指示に係る処置を講じなければならない。</p> <p>5 管理グループ長は、原因を究明し異常解除をするときは、王禅寺センタ長にその旨を連絡しなければならない。</p> <p>6 王禅寺センタ長は、異常解除に当たって、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に連絡し、品質保証責任者の同意を得なければならない。</p>	<p>(線量当量率等測定により異常を認めた場合の措置)</p> <p>第26条 管理グループ長は、前条第1項から第3項に係る測定値を、表6の右欄に掲げる<u>管理目標値</u>を超えないよう管理しなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、前条第4項に係る測定値を、告示に定める濃度限度以内に管理しなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、第1項の<u>管理目標値</u>又は第2項の濃度限度を超える異常が認められた場合には、立入制限又は作業中止の指示をして速やかにその原因を調査し、異常解除のための処置を講じ、その旨を王禅寺センタ長に報告しなければならない。</p> <p>4 王禅寺センタ長は、第1項から第3項の異常について、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に報告し、品質保証責任者の保安のための指示に係る処置を講じなければならない。</p> <p>5 管理グループ長は、原因を究明し異常解除をするときは、王禅寺センタ長にその旨を連絡しなければならない。</p> <p>6 王禅寺センタ長は、異常解除に当たって、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に連絡し、品質保証責任者の同意を得なければならない。</p>	<p>(4)</p> <p>(4)</p>

補正前	補正後 [補正箇所のみ記載。(波下線は今回の補正箇所を示す)]	備考
<b>第 6 章 放射性廃棄物等の管理</b>	<b>第 6 章 放射性廃棄物等の管理</b>	
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第 27 条 管理グループ長は、放射性固体廃棄物を保管するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守して、これを行わなければならない。</p> <p>(1) 放射性固体廃棄物は容器に封入するなど汚染拡大防止の措置を講じた状態にて、管理区域内において貯蔵能力を超えない範囲で保管すること。</p> <p>(2) 地震等により、放射性固体廃棄物を充填したドラム缶等が移動しないよう、ベルト等で固定する措置を講ずること。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を充填したドラム缶等には、放射性廃棄物を示す標識を付け、法令で定める規定に基づき記録された内容と照合できるような記号等を表示すること。</p> <p>(4) 第 4 倉庫については、個々の放射性固体廃棄物を収納した容器の外表面の線量当量率の測定記録結果が <math>0.1\mu\text{Sv/h}</math> 以下のものを、第 5 倉庫については上記の線量当量率の測定記録結果が <math>0.1\text{mSv/h}</math> 以下のものを受け入れる。この値を超える又は超えるおそれのあるものについては、適切な遮蔽を実施する。</p> <p>2 管理グループ長は、放射性固体廃棄物の処理、保管作業中に当該作業に従事する者以外の者が立ち入る場合は、その者に対して防護上の指示をしなければならない。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第 27 条 管理グループ長は、放射性固体廃棄物を保管するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守して、これを行わなければならない。</p> <p>(1) 放射性固体廃棄物は容器に封入するなど汚染拡大防止の措置を講じた状態にて、管理区域内において保管容量を超えない範囲で保管すること。</p> <p><u>(2) 容器内面に内容物が直接接触しないようにするため、第 1 段階で発生した容器を二重化する際には、内側の容器にビニール養生を行うこと。また、第 2 段階以降に発生する廃棄物はビニール袋に封入したうえで容器に封入すること。</u></p> <p><u>(3) 第 4 倉庫に保管している容器については、猛烈な台風により建屋が損傷した場合に備え、容器の飛散を防止するため、風による浮き上がりや横風による容器の転倒がないように容器を固縛すること。</u></p> <p>(4) 放射性固体廃棄物を充填した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、法令で定める規定に基づき記録された内容と照合できるような記号等を表示すること。</p> <p><u>(5) 第 4 倉庫については、個々の放射性固体廃棄物を収納した容器の外表面の線量当量率の測定記録結果が <math>0.1\mu\text{Sv/h}</math> 以下のものを保管する。</u></p> <p><u>(6) 第 5 倉庫については、上記の線量当量率の測定記録結果が <math>0.1\text{mSv/h}</math> 以下のものを保管する。ここで、測定記録結果が <math>0.1\text{mSv/h}</math> を超える容器については、<math>0.1\text{mSv/h}</math> 以下となるよう適切な遮蔽を実施し、<math>0.1\text{mSv/h}</math> 以下であることを確認する。</u></p> <p>2 管理グループ長は、放射性固体廃棄物の処理、保管作業中に当該作業に従事する者以外の者が立ち入る場合は、その者に対して防護上の指示をしなければならない。</p>	<p>(3) (c)</p> <p>(1) (a)</p> <p>(3) (a)</p> <p>(3) (c)</p> <p>(1) (a)</p> <p>(1) (a)</p>
<b>第 7 章 保安管理</b>	<b>第 7 章 保安管理</b>	
<p>(点検)</p> <p>第 30 条 管理グループ長は、表 8 に掲げる原子炉施設の保安のために直接関連を有する放射線測定器について、正常に動作することを確認するため、点検しなくてはならない。</p> <p>2 管理グループ長は、点検結果を王禅寺センタ長及び品質保証責任者に報告しなければならない。</p>	<p>(点検)</p> <p>第 30 条 管理グループ長は、表 8 に掲げる保安のために直接関連を有する放射線測定器について、正常に動作することを確認するため、点検しなくてはならない。</p> <p>2 管理グループ長は、点検結果を王禅寺センタ長及び品質保証責任者に報告しなければならない。</p>	<p>(5)</p>
<p><u>第 31 条 &lt;削除&gt;</u></p>	<p><u>(原子炉室の浸水時の措置)</u></p> <p><u>第 31 条 管理グループ長は、原子炉室に浸水があった場合には、水をふき取り処置しなければならない。</u></p>	<p>(2)</p>
<p>(施設定期自主検査)</p> <p>第 32 条 管理グループ長は、以下の項目について、年 1 回施設定期自主検査を行わなければならない。</p>	<p>(施設定期自主検査)</p> <p>第 32 条 管理グループ長は、以下の項目について、年 1 回施設定期自主検査を行わなければならない。</p>	

補正前	補正後 [補正箇所のみ記載。(波下線は今回の補正箇所を示す)]	備考
<p>(1) 表 8 に掲げる<u>原子炉施設の保安のために直接関連を有する放射線測定器</u>について、校正を行うこと。</p> <p>(2) 表 9 に掲げる<u>保安上特に管理を必要とする設備</u>について、<u>放射性廃棄物の安全保管のための機能が維持されているかどうか</u>についての検査を行うこと。</p> <p>2 管理グループ長は、前項の校正及び検査結果を王禅寺センタ長及び品質保証責任者に報告しなければならない。</p>	<p>(1) 表 8 に掲げる<u>保安のために直接関連を有する放射線測定器</u>について、校正を行うこと。</p> <p>(2) 表 9 に掲げる<u>廃止措置期間中に維持すべき設備</u>についての検査を行うこと。</p> <p>2 管理グループ長は、前項の校正及び検査結果を王禅寺センタ長及び品質保証責任者に報告しなければならない。</p>	<p>(5)</p> <p>(3)(b)</p>
<p>(HTR施設等の異常発見時の措置)</p> <p>第 3 3 条 管理グループ長は、第 2 9 条の巡視、第 3 0 条の点検及び第 3 2 条の施設定期自主検査において異常を発見した場合（放射線測定器に係る異常を発見した場合を除く）には、直ちに王禅寺センタ長に報告するとともに、必要に応じて応急の措置を講じなければならない。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、前項の異常のうち、<u>放射性廃棄物の安全保管（原子炉室）</u>に係る異常について、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に報告し、品質保証責任者の保安のための指示に係る処置を講じなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、原因を究明し正常に復帰したときは、王禅寺センタ長にその旨を連絡しなければならない。</p> <p>4 王禅寺センタ長は、第 3 項のうち第 2 項に係る異常についての正常復帰については、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に連絡し、品質保証責任者の同意を得なければならない。</p>	<p>(HTR施設等の異常発見時の措置)</p> <p>第 3 3 条 管理グループ長は、第 2 9 条の巡視、第 3 0 条の点検及び第 3 2 条の施設定期自主検査において異常を発見した場合（放射線測定器に係る異常を発見した場合を除く）には、直ちに王禅寺センタ長に報告するとともに、必要に応じて応急の措置を講じなければならない。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、前項の異常のうち、<u>放射性廃棄物の安全保管</u>に係る異常について、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に報告し、品質保証責任者の保安のための指示に係る処置を講じなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、原因を究明し正常に復帰したときは、王禅寺センタ長にその旨を連絡しなければならない。</p> <p>4 王禅寺センタ長は、第 3 項のうち第 2 項に係る異常についての正常復帰については、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に連絡し、品質保証責任者の同意を得なければならない。</p>	<p>(1) (c)</p>
<p>(修理・改造等)</p> <p>第 3 5 条 管理グループ長は、HTR施設等の修理、改造等を行なおうとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した修理・改造等計画書を作成し、品質保証責任者の同意及び王禅寺センタ長の承認を得て実施しなければならない。</p> <p>(1) 修理、改造等を行なおうとする施設名、設備、機器名称</p> <p>(2) 修理、改造等予定年月</p> <p>(3) 修理、改造等予定の内容</p> <p>2 管理グループ長は、第 1 項の修理、改造等が終了したときは、王禅寺センタ長、品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>3 王禅寺センタ長は、第 1 項の修理、改造等が、原子炉等規制法による許可、設工認及び廃止措置計画の変更が必要な時、または<u>放射性廃棄物の安全保管（原子炉室）</u>に関わる場合は、修理・改造等計画書についてHTR安全委員会に諮り、本部の長の承認を得て実施しなければならない。</p> <p>4 管理グループ長は、前項の修理、改造等が終了したときは、王禅寺センタ長、品質保証責任者、本部の長に報告しなければならない。</p>	<p>(修理・改造等)</p> <p>第 3 5 条 管理グループ長は、HTR施設等の修理、改造等を行なおうとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した修理・改造等計画書を作成し、品質保証責任者の同意及び王禅寺センタ長の承認を得て実施しなければならない。</p> <p>(1) 修理、改造等を行なおうとする施設名、設備、機器名称</p> <p>(2) 修理、改造等予定年月</p> <p>(3) 修理、改造等予定の内容</p> <p>2 管理グループ長は、第 1 項の修理、改造等が終了したときは、王禅寺センタ長、品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>3 王禅寺センタ長は、第 1 項の修理、改造等が、原子炉等規制法による許可、設工認及び廃止措置計画の変更が必要な時、または<u>放射性廃棄物の安全保管</u>に関わる場合は、修理・改造等計画書についてHTR安全委員会に諮り、本部の長の承認を得て実施しなければならない。</p> <p>4 管理グループ長は、前項の修理、改造等が終了したときは、王禅寺センタ長、品質保証責任者、本部の長に報告しなければならない。</p>	<p>(1) (c)</p>
<p>(専ら廃止措置期間中に供する施設の自主検査)</p> <p>第 3 5 条の 3 センタ長は、<u>専ら廃止措置期間中に供する施設を新規に設置する場合には、供用前に廃止措置計画に定める内容と合致していることを確認するため、自主検査を</u></p>	<p>(専ら廃止措置期間中に供する施設の自主検査)</p> <p>第 3 5 条の 3 王禅寺センタ長は、<u>専ら廃止措置期間中に供する施設を新規に設置する場合には、供用前に廃止措置計画に定める内容と合致していることを確認するため、自主</u></p>	<p>(5)</p>

補正前	補正後 [補正箇所のみ記載。(波下線は今回の補正箇所を示す)]	備考
<u>実施しなければならない。</u>	<u>検査を実施しなければならない。</u>	
<b>第 8 章 非 常 時 の 処 置</b>	<b>第 8 章 非 常 時 の 処 置</b>	
<p>(地震時等の処置)</p> <p>第 3 9 条 管理グループ長は、川崎市北部に地震が発生した場合、直ちに震度を確認する。震度 4 以上の場合には、直ちに王禅寺センタ長に連絡しなければならない。</p> <p>2 川崎市北部に震度 4 以上の地震が発生した場合、王禅寺センタ長及び管理グループ長は、以下の処置を行わなければならない。</p> <p>(1) 王禅寺センタ長は、第 4 0 条に従い王禅寺センタにいる者を避難させる。</p> <p>(2) 王禅寺センタ長は、品質保証責任者及び本部の長に連絡し、品質保証責任者の保安のための指示に従う。</p> <p>(3) 管理グループ長は、地震が収まった後に直ちに原子力規制委員会等に通報する。管理グループ長不在の場合は、王禅寺センタ長が行う。地震発生後の原子力規制委員会等への通報は、3 0 分以内を目途に行なう。</p> <p>(4) 王禅寺センタ長は、地震が収まった後に管理グループ長に指示し、<u>原子炉建屋内</u>外並びに<u>廃棄物ドラム缶</u>転倒の有無を点検させる。管理グループ長不在の場合は、管理グループ員が点検する。</p> <p>(5) 管理グループ長は、点検結果を王禅寺センタ長、品質保証責任者及び本部の長に報告し並びに原子力規制委員会等に報告する。</p> <p>(6) 異常が発見された場合、管理グループ長は、王禅寺センタ長、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に報告し並びに原子力規制委員会等に報告するとともに、品質保証責任者の保安のための指示に従い、直ちに正常に復旧する措置及び正常を維持する措置を講じる。</p> <p>(7) 管理グループ長は、前号に係り、措置し復旧した結果を、王禅寺センタ長、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に報告し並びに原子力規制委員会等に報告する。</p> <p>3 王禅寺センタ長は、地震、台風その他の天災が発生したことにより、第 3 7 条に定める放射線事故に発展したときは、同条第 3 項、第 4 項の防護活動を行わなければならない。</p>	<p>(地震時等の処置)</p> <p>第 3 9 条 管理グループ長は、川崎市北部に地震が発生した場合、直ちに震度を確認する。震度 4 以上の場合には、直ちに王禅寺センタ長に連絡しなければならない。</p> <p>2 川崎市北部に震度 4 以上の地震が発生した場合、王禅寺センタ長及び管理グループ長は、以下の処置を行わなければならない。</p> <p>(1) 王禅寺センタ長は、第 4 0 条に従い王禅寺センタにいる者を避難させる。</p> <p>(2) 王禅寺センタ長は、品質保証責任者及び本部の長に連絡し、品質保証責任者の保安のための指示に従う。</p> <p>(3) 管理グループ長は、地震が収まった後に直ちに原子力規制委員会等に通報する。管理グループ長不在の場合は、王禅寺センタ長が行う。地震発生後の原子力規制委員会等への通報は、3 0 分以内を目途に行なう。</p> <p>(4) 王禅寺センタ長は、地震が収まった後に管理グループ長に指示し、<u>原子炉建屋、及び第 4 倉庫、第 5 倉庫内外</u>並びに<u>廃棄物容器</u>転倒の有無を点検させる。管理グループ長不在の場合は、管理グループ員が点検する。</p> <p>(5) 管理グループ長は、点検結果を王禅寺センタ長、品質保証責任者及び本部の長に報告し並びに原子力規制委員会等に報告する。</p> <p>(6) 異常が発見された場合、管理グループ長は、王禅寺センタ長、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に報告し並びに原子力規制委員会等に報告するとともに、品質保証責任者の保安のための指示に従い、直ちに正常に復旧する措置及び正常を維持する措置を講じる。</p> <p>(7) 管理グループ長は、前号に係り、措置し復旧した結果を、王禅寺センタ長、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に報告し並びに原子力規制委員会等に報告する。</p> <p>3 王禅寺センタ長は、地震、台風その他の天災が発生したことにより、第 3 7 条に定める放射線事故に発展したときは、同条第 3 項、第 4 項の防護活動を行わなければならない。</p>	<p>(1) (c)</p> <p>(3) (c)</p>
<b>第 9 章 記 録</b>	<b>第 9 章 記 録</b>	
<p>(記録)</p> <p>第 4 2 条 管理グループ長は、HTR施設等に関する記録を、表 1 0 の第 1 欄に掲げる事項について、第 2 欄に掲げるそれぞれの場合に記録し、第 4 欄に掲げる期間これを保存しなければならない。</p>	<p>&lt;補正なし(参考記載)&gt;</p>	

補正前	補正後 [補正箇所のみ記載。(波下線は今回の補正箇所を示す)]	備考
<p>付則 イ) <u>ロ) 項、ハ) 項及びニ) 項</u>に記載する事項を除き、原子力規制委員会の認可の翌日から施行する。</p> <p>ロ) 次の変更は、廃止措置計画に基づく <u>第4倉庫及び第5倉庫の設置が完了し、原子炉室から当倉庫への放射性固体廃棄物の移動(以下、「廃棄物移動」という。)を開始する前に施行する。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>第15条の2</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>図3</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>表2</u></p> <p>ハ) 次の変更は、廃棄物移動が開始された後に適用する。ただし、<u>廃棄物移動、原子炉室床下の排水配管の解体、燃料取扱装置、移動用キャスクの廃棄、原子炉室内の使用済燃料貯蔵タンク及び破損燃料貯蔵タンクの解体準備が終了し、原子炉室の管理区域の一部解除(以下、「廃棄物移動等」という。)が完了するまでの期間は、変更前のものも併せて適用しなければならない。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>第27条第1項(4)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>図2</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>図2-2</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>表6(原子炉室に係る管理値、管理目標値を除く)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>表7</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>表9</u></p> <p>二) 次の変更は、<u>廃棄物移動等の完了後に施行する。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>表6(原子炉室に係る管理値、管理目標値)</u></p>	<p>付則 イ) <u>ロ) 項、ハ) 項及びニ) 項</u>に記載する事項を除き、原子力規制委員会の認可の翌日から施行する。</p> <p>ロ) 次の変更は、廃止措置計画に基づく <u>第4倉庫及び第5倉庫の設置が完了し、原子炉室から当倉庫への放射性固体廃棄物の移動(以下、「廃棄物移動」という。)を開始する前に施行する。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>第15条の2</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>第39条第2項(4)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>図3</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>表2</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>表10(2)(所有権境界内の状況(第15条の2関係))</u></p> <p>ハ) 次の変更は、廃棄物移動が開始された後に適用する。ただし、<u>廃棄物移動、原子炉室床下の排水配管の解体撤去、燃料取扱装置、移動用キャスクの解体撤去、原子炉室内の使用済燃料貯蔵タンク及び破損燃料貯蔵タンクの汚染分離が終了し、原子炉本体領域を除く原子炉室内の管理区域解除(以下、「廃棄物移動等」という。)が完了するまでの期間は、変更前のものも併せて適用しなければならない。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>第27条第1項</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>図2</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>図2-2</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>表6(原子炉室に係る管理値、管理目標値を除く)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>表7</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>表9</u></p> <p>二) 次の変更は、<u>廃棄物移動等の完了後に施行する。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>表6(原子炉室に係る管理値、管理目標値)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>第31条</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・<u>表10(2)(原子炉室の浸水時の措置(第31条関係))</u></p>	<p>(1)(c)</p> <p>(1)(b)</p> <p>(3)(c)</p> <p>(3)(c)</p> <p>(3)(c)</p> <p>(1)(a)、(3)(a)、(3)(c)</p> <p>(2)</p> <p>(2)</p> <p>[付則ハ) 適用時の保安規定は付録参照]</p>

補正前	補正後 [補正箇所のみ記載。(波下線は今回の補正箇所を示す)]	備考																																				
<p>表 3. 物品の持出制限 (規定第 18 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="130 432 1294 611"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>点検測定器</th> <th>管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>持出物品</td> <td><u>表面汚染測定器 (β線用)</u></td> <td>α線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm<sup>2</sup> <u>未満の検出限界値以下</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	点検測定器	管理目標値	持出物品	<u>表面汚染測定器 (β線用)</u>	α線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm <sup>2</sup> <u>未満の検出限界値以下</u>	<p>表 3. 物品の持出制限 (規定第 18 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1347 432 2510 611"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>点検測定器</th> <th>管理値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>持出物品</td> <td><u>表面汚染測定器 (β線用)</u></td> <td>α線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm<sup>2</sup> _____</td> </tr> </tbody> </table>	項目	点検測定器	管理値	持出物品	<u>表面汚染測定器 (β線用)</u>	α線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm <sup>2</sup> _____	(4)  (4)																								
項目	点検測定器	管理目標値																																				
持出物品	<u>表面汚染測定器 (β線用)</u>	α線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm <sup>2</sup> <u>未満の検出限界値以下</u>																																				
項目	点検測定器	管理値																																				
持出物品	<u>表面汚染測定器 (β線用)</u>	α線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm <sup>2</sup> _____																																				
<p>表 4. 放射線業務従事者の線量限度 (規定第 20 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="166 900 1264 1667"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被ばく部位</th> <th>線量限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実効線量</td> <td rowspan="3">全身</td> <td>100mSv/5年間かつ50mSv/1年間</td> </tr> <tr> <td>女子 (妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者並びに妊娠中である者を除く)</td> <td>5mSv/3月間</td> </tr> <tr> <td>妊娠中である女子 (内部被ばくによる)</td> <td>1mSv/ (本人の申し出により社長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td>150mSv/1年間</td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>500mSv/1年間</td> </tr> <tr> <td>妊娠中の女子 (外部被ばくによる)</td> <td>腹部表面</td> <td>2mSv/ (本人の申し出により社長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 : 「3月間」とは、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間とする。 注 2 : 「1年間」とは、4月1日を始期とする1年間とする。 注 3 : 「5年間」とは、平成 13 年 4 月 1 日を始期とする5年間とする。</p>	区分	被ばく部位	線量限度	実効線量	全身	100mSv/5年間かつ50mSv/1年間	女子 (妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者並びに妊娠中である者を除く)	5mSv/3月間	妊娠中である女子 (内部被ばくによる)	1mSv/ (本人の申し出により社長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間)	等価線量	眼の水晶体	150mSv/1年間	皮膚	500mSv/1年間	妊娠中の女子 (外部被ばくによる)	腹部表面	2mSv/ (本人の申し出により社長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間)	<p>表 4. 放射線業務従事者の線量限度 (規定第 20 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1383 900 2481 1667"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被ばく部位</th> <th>線量限度 (管理値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実効線量</td> <td rowspan="3">全身</td> <td>100mSv/5年間かつ50mSv/1年間</td> </tr> <tr> <td>女子 (妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者並びに妊娠中である者を除く)</td> <td>5mSv/3月間</td> </tr> <tr> <td>妊娠中である女子 (内部被ばくによる)</td> <td>1mSv/ (本人の申し出により社長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td>150mSv/1年間</td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>500mSv/1年間</td> </tr> <tr> <td>妊娠中の女子 (外部被ばくによる)</td> <td>腹部表面</td> <td>2mSv/ (本人の申し出により社長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 : 「3月間」とは、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間とする。 注 2 : 「1年間」とは、4月1日を始期とする1年間とする。 注 3 : 「5年間」とは、平成 13 年 4 月 1 日を始期とする5年間とする。</p>	区分	被ばく部位	線量限度 (管理値)	実効線量	全身	100mSv/5年間かつ50mSv/1年間	女子 (妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者並びに妊娠中である者を除く)	5mSv/3月間	妊娠中である女子 (内部被ばくによる)	1mSv/ (本人の申し出により社長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間)	等価線量	眼の水晶体	150mSv/1年間	皮膚	500mSv/1年間	妊娠中の女子 (外部被ばくによる)	腹部表面	2mSv/ (本人の申し出により社長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間)	(4)
区分	被ばく部位	線量限度																																				
実効線量	全身	100mSv/5年間かつ50mSv/1年間																																				
女子 (妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者並びに妊娠中である者を除く)		5mSv/3月間																																				
妊娠中である女子 (内部被ばくによる)		1mSv/ (本人の申し出により社長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間)																																				
等価線量	眼の水晶体	150mSv/1年間																																				
	皮膚	500mSv/1年間																																				
妊娠中の女子 (外部被ばくによる)	腹部表面	2mSv/ (本人の申し出により社長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間)																																				
区分	被ばく部位	線量限度 (管理値)																																				
実効線量	全身	100mSv/5年間かつ50mSv/1年間																																				
女子 (妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者並びに妊娠中である者を除く)		5mSv/3月間																																				
妊娠中である女子 (内部被ばくによる)		1mSv/ (本人の申し出により社長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間)																																				
等価線量	眼の水晶体	150mSv/1年間																																				
	皮膚	500mSv/1年間																																				
妊娠中の女子 (外部被ばくによる)	腹部表面	2mSv/ (本人の申し出により社長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間)																																				

補正前							補正後 [補正箇所のみ記載。(波下線は今回の補正箇所を示す)]							備考
表 5. 放射線業務従事者の日常における線量管理目標値 (規定第 20 条関係)							表 5. 放射線業務従事者の線量に係る管理目標値 (規定第 20 条関係)							(4)
区 分	被ばく部位	1 日	1 月間	3 月間	1 年間	5 年間	区 分	被ばく部位	管理目標値					(4)
				10 mSv	20 mSv				1 日	1 月間	3 月間	1 年間	5 年間	
実効線量	全身	1 mSv	—	10 mSv	20 mSv	90 mSv	実効線量	全身	10 mSv	20 mSv	90 mSv	(4)		
				4 mSv	16 mSv				4 mSv	16 mSv				
等価線量	眼の 水晶体	—	—	70 mSv	130 mSv	—	等価線量	眼の 水晶体	—	—	70 mSv	130 mSv	—	
	皮膚	—	—	250 mSv	450 mSv			皮膚	—	—	250 mSv	450 mSv		
妊娠中の女子 (外部被ばくによる)	腹部表面	—	0.2 mSv	0.5 mSv	—	—	妊娠中の女子 (外部被ばくによる)	腹部表面	—	0.2 mSv	0.5 mSv	—	—	
注1:「1月間」とは、暦上の月初めから月終わりまでとする。							注1:「1月間」とは、暦上の月初めから月終わりまでとする。							
注2:「3月間」とは、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間とする。							注2:「3月間」とは、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間とする。							
注3:「1年間」とは、4月1日を始期とする1年間とする。							注3:「1年間」とは、4月1日を始期とする1年間とする。							
注4:「5年間」とは、平成13年4月1日を始期とする5年間とする。							注4:「5年間」とは、平成13年4月1日を始期とする5年間とする。							
注5:「妊娠中」とは、本人の申出等により社長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間。							注5:「妊娠中」とは、本人の申出等により社長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間。							

補正前			補正後 [補正箇所のみ記載。(波下線は今回の補正箇所を示す)]			備考
表 6. 外部放射線に係る線量当量率等の測定及び測定箇所 (規定第 25 条関係)			表 6. 外部放射線に係る線量当量率等の測定及び測定箇所 (規定第 25 条、 <u>第 26 条</u> 関係)			(4)
項目	頻度	管理目標値	項目	頻度	管理目標値	
線量当量率 ※1	管理区域境界 (原子炉室内)	週 1 回の測定 (図 2 の③④、図 2-2 の⑤)	線量当量率 ※1	管理区域境界 (原子炉室内)	週 1 回の測定 (図 2 の③④、図 2-2 の⑤)	実効線量で 2.6 $\mu$ Sv/h 以下
	管理区域境界 (第 4、第 5 倉庫外壁)	週 1 回の測定 (図 2 の⑤⑥⑦⑧) 月 1 回の測定 (図 2 の①②③④)		管理区域境界 (第 4、第 5 倉庫外壁)	週 1 回の測定 (図 2 の⑤⑥⑦⑧) 月 1 回の測定 (図 2 の①②③④)	
	管理区域内 (参考測定)	月 1 回の測定 (図 2 の⑨⑩⑪⑫、 図 2-2 の⑬ ※2)		管理区域内 (参考測定)	月 1 回の測定 (図 2 の⑨⑩⑪⑫、 図 2-2 の⑬ ※2)	二
	周辺監視区域境界 (HTR 施設敷地境界)	週 1 回の測定 (図 2 の⑩) 月 1 回の測定 (図 2 の⑪⑫⑬⑭)		周辺監視区域境界 (HTR 施設敷地境界)	週 1 回の測定 (図 2 の⑩) 月 1 回の測定 (図 2 の⑪⑫⑬⑭)	実効線量で 0.11 $\mu$ Sv/h
線量当量	周辺監視区域境界 (HTR 施設敷地境界)	3 月毎 (図 2 の G1~G4)	線量当量	周辺監視区域境界 (HTR 施設敷地境界)	3 月毎 (図 2 の G1~G4)	実効線量で 0.25 mSv/3 月 以下
表面密度	管理区域内	月 1 回の測定 (図 2 の <1><2><3><4>)	表面密度	管理区域内	月 1 回の測定 (図 2 の <1><2><3><4>)	$\alpha$ 線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm <sup>2</sup> 未満
※1: ①②⑥⑦⑧⑨は欠番 ※2: 第 14 条第 1 項のただし書き適用時は、 <u>⑬</u> における測定は行わない			※1: ①②⑥⑦⑧⑨は欠番 ※2: 第 14 条第 1 項のただし書き適用時は、 <u>⑬</u> における測定は行わない			(4) (4) (4) (4) (4)
表 7. 巡視の確認項目 (規定第 15 条の 2、第 29 条関係)			表 7. 巡視の確認項目 (規定第 15 条の 2、第 29 条関係)			
確認項目	判断基準	頻度	確認項目	判断基準	頻度	
(1) 放射性廃棄物の保管状況	廃棄物容器について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。	1 回/週	(1) 放射性廃棄物の保管状況	廃棄物容器について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。	1 回/週	
	廃棄物容器に腐食がないこと。	1 回/2 年※		廃棄物容器に腐食がないこと。	1 回/2 年※	
(2) 出入口施錠設備等の状況 (管理区域、周辺監視区域)	施錠設備の破損等の異常がないこと。 周辺監視区域フェンスに破損のないこと。 不審物の放置のないこと。	1 回/週	(2) 出入口施錠設備等の状況 (管理区域、周辺監視区域)	施錠設備の破損等の異常がないこと。 周辺監視区域フェンスに破損のないこと。 不審物の放置のないこと。	1 回/週	
(3) 所有権境界内の状況	人の居住がないこと。	1 回/月	(3) 所有権境界内の状況	所有権境界フェンスに破損のないこと。 人の居住がないこと。	1 回/月	
※: ファイバースコープ等を用い、目視確認をする。			※: ファイバースコープ等を用い、目視確認をする。			(1)(b)

補正前	補正後 [補正箇所のみ記載。(波下線は今回の補正箇所を示す)]	備考																																																		
<p>表 8. <u>原子炉施設の保安のために直接関連を有する放射線測定器</u> (規定第 30 条、第 32 条 関係)</p> <table border="1" data-bbox="130 319 1299 525"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>台数</th> <th>使用目的</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>表面汚染測定器 (β線用)</u></td> <td>2</td> <td rowspan="3">保安管理用</td> <td>点検：1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>空間線量率測定器 (γ線用)</u></td> <td>2</td> <td>校正：1回/年</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>ダストサンプラ</u></td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;削除&gt;</p>	種 類	台数	使用目的	頻 度	(1) <u>表面汚染測定器 (β線用)</u>	2	保安管理用	点検：1回/週	(2) <u>空間線量率測定器 (γ線用)</u>	2	校正：1回/年	(3) <u>ダストサンプラ</u>	1		<p>表 8. <u>保安のために直接関連を有する放射線測定器</u> (規定第 30 条、第 32 条 関係)</p> <table border="1" data-bbox="1347 277 2516 478"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>台数</th> <th>使用目的</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>表面汚染測定器 (β線用) ※</u></td> <td>2</td> <td rowspan="3">保安管理用</td> <td>点検：1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>空間線量率測定器 (γ線用)</u></td> <td>2</td> <td>校正：1回/年</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>ダストサンプラ</u></td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;削除&gt;  ※：<u>検出限界値は線量限度告示に定められる管理区域に係る基準の 1/10 (α線を放出しない放射性物質で 0.4 Bq/cm<sup>2</sup>) を超えないこと</u></p>	種 類	台数	使用目的	頻 度	(1) <u>表面汚染測定器 (β線用) ※</u>	2	保安管理用	点検：1回/週	(2) <u>空間線量率測定器 (γ線用)</u>	2	校正：1回/年	(3) <u>ダストサンプラ</u>	1		(5)  (4)  (4)																						
種 類	台数	使用目的	頻 度																																																	
(1) <u>表面汚染測定器 (β線用)</u>	2	保安管理用	点検：1回/週																																																	
(2) <u>空間線量率測定器 (γ線用)</u>	2		校正：1回/年																																																	
(3) <u>ダストサンプラ</u>	1																																																			
種 類	台数	使用目的	頻 度																																																	
(1) <u>表面汚染測定器 (β線用) ※</u>	2	保安管理用	点検：1回/週																																																	
(2) <u>空間線量率測定器 (γ線用)</u>	2		校正：1回/年																																																	
(3) <u>ダストサンプラ</u>	1																																																			
<p>表 9. <u>施設定期自主検査に係る維持管理</u> (規定第 32 条 関係)</p> <table border="1" data-bbox="130 835 1299 1440"> <thead> <tr> <th>施設区分 (※)</th> <th>設備等の区分</th> <th>検査種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納施設</td> <td>原子炉建屋</td> <td>外観検査</td> </tr> <tr> <td>その他原子炉の附属施設</td> <td>原子炉室クレーン</td> <td>労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="6"><u>専ら廃止措置期間中に供する施設</u></td> <td><u>第4倉庫(保管容量:200Lドラム缶換算 1200本)</u></td> <td><u>外観検査</u></td> </tr> <tr> <td><u>第5倉庫(保管容量:200Lドラム缶換算 600本)</u></td> <td><u>外観検査</u></td> </tr> <tr> <td><u>自動火災報知設備</u></td> <td><u>消防法に基づく点検の記録確認</u></td> </tr> <tr> <td><u>消火ポンプ、消火器</u></td> <td><u>同上</u></td> </tr> <tr> <td><u>防火水槽</u></td> <td><u>同上</u></td> </tr> <tr> <td><u>高圧受電設備</u></td> <td><u>電気事業法に基づく点検の記録確認</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>当社の所有権境界フェンス</u></td> <td><u>外観検査</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：廃止措置計画 <u>添付書類5 表1</u> の記載を引用</p>	施設区分 (※)	設備等の区分	検査種類	原子炉格納施設	原子炉建屋	外観検査	その他原子炉の附属施設	原子炉室クレーン	労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認	<u>専ら廃止措置期間中に供する施設</u>	<u>第4倉庫(保管容量:200Lドラム缶換算 1200本)</u>	<u>外観検査</u>	<u>第5倉庫(保管容量:200Lドラム缶換算 600本)</u>	<u>外観検査</u>	<u>自動火災報知設備</u>	<u>消防法に基づく点検の記録確認</u>	<u>消火ポンプ、消火器</u>	<u>同上</u>	<u>防火水槽</u>	<u>同上</u>	<u>高圧受電設備</u>	<u>電気事業法に基づく点検の記録確認</u>		<u>当社の所有権境界フェンス</u>	<u>外観検査</u>	<p>表 9. <u>施設定期自主検査に係る維持管理</u> (規定第 32 条 関係)</p> <table border="1" data-bbox="1347 835 2516 1478"> <thead> <tr> <th>施設区分 (※)</th> <th>設備等の区分</th> <th>検査種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納施設</td> <td>原子炉建屋</td> <td>建屋の外観検査</td> </tr> <tr> <td>その他原子炉の附属施設</td> <td>原子炉室クレーン</td> <td>労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="7"><u>専ら廃止措置期間中に供する施設</u></td> <td><u>第4倉庫(保管容量:200Lドラム缶換算 1200本)</u></td> <td><u>保管容量が確保されていることの確認</u></td> </tr> <tr> <td><u>第5倉庫(保管容量:200Lドラム缶換算 600本)</u></td> <td><u>保管容量が確保されていることの確認</u></td> </tr> <tr> <td><u>自動火災報知設備</u></td> <td><u>消防法に基づく点検の記録確認</u></td> </tr> <tr> <td><u>消火ポンプ、消火器</u></td> <td><u>同上</u></td> </tr> <tr> <td><u>防火水槽</u></td> <td><u>同上</u></td> </tr> <tr> <td><u>高圧受電設備</u></td> <td><u>電気事業法に基づく点検の記録確認</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>所有権境界フェンス</u></td> <td><u>外観検査</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：廃止措置計画 <u>添付書類5 表1</u> の記載を引用</p>	施設区分 (※)	設備等の区分	検査種類	原子炉格納施設	原子炉建屋	建屋の外観検査	その他原子炉の附属施設	原子炉室クレーン	労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認	<u>専ら廃止措置期間中に供する施設</u>	<u>第4倉庫(保管容量:200Lドラム缶換算 1200本)</u>	<u>保管容量が確保されていることの確認</u>	<u>第5倉庫(保管容量:200Lドラム缶換算 600本)</u>	<u>保管容量が確保されていることの確認</u>	<u>自動火災報知設備</u>	<u>消防法に基づく点検の記録確認</u>	<u>消火ポンプ、消火器</u>	<u>同上</u>	<u>防火水槽</u>	<u>同上</u>	<u>高圧受電設備</u>	<u>電気事業法に基づく点検の記録確認</u>		<u>所有権境界フェンス</u>	<u>外観検査</u>	(2)  (1) (d)  (1) (d)  (3) (c)
施設区分 (※)	設備等の区分	検査種類																																																		
原子炉格納施設	原子炉建屋	外観検査																																																		
その他原子炉の附属施設	原子炉室クレーン	労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認																																																		
<u>専ら廃止措置期間中に供する施設</u>	<u>第4倉庫(保管容量:200Lドラム缶換算 1200本)</u>	<u>外観検査</u>																																																		
	<u>第5倉庫(保管容量:200Lドラム缶換算 600本)</u>	<u>外観検査</u>																																																		
	<u>自動火災報知設備</u>	<u>消防法に基づく点検の記録確認</u>																																																		
	<u>消火ポンプ、消火器</u>	<u>同上</u>																																																		
	<u>防火水槽</u>	<u>同上</u>																																																		
	<u>高圧受電設備</u>	<u>電気事業法に基づく点検の記録確認</u>																																																		
	<u>当社の所有権境界フェンス</u>	<u>外観検査</u>																																																		
施設区分 (※)	設備等の区分	検査種類																																																		
原子炉格納施設	原子炉建屋	建屋の外観検査																																																		
その他原子炉の附属施設	原子炉室クレーン	労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認																																																		
<u>専ら廃止措置期間中に供する施設</u>	<u>第4倉庫(保管容量:200Lドラム缶換算 1200本)</u>	<u>保管容量が確保されていることの確認</u>																																																		
	<u>第5倉庫(保管容量:200Lドラム缶換算 600本)</u>	<u>保管容量が確保されていることの確認</u>																																																		
	<u>自動火災報知設備</u>	<u>消防法に基づく点検の記録確認</u>																																																		
	<u>消火ポンプ、消火器</u>	<u>同上</u>																																																		
	<u>防火水槽</u>	<u>同上</u>																																																		
	<u>高圧受電設備</u>	<u>電気事業法に基づく点検の記録確認</u>																																																		
		<u>所有権境界フェンス</u>	<u>外観検査</u>																																																	

補正前	補正後 [補正箇所のみ記載。(波下線は今回の補正箇所を示す)]	備考
<p>表10. 記録(規定第42条関係)</p> <p>(1) 保安に関する記録 (試験炉規則第6条に基づく記録)</p> <p>&lt;記載略&gt;</p>	<p>表10. 記録(規定第42条関係)</p> <p>(1) 保安に関する記録 (試験炉規則第6条に基づく記録)</p> <p>&lt;記載略&gt;</p>	



# 付録

- ・付則ハ) 適用時の第27条第1項
- ・付則ハ) 適用時の図2
- ・付則ハ) 適用時の図2-2
- ・付則ハ) 適用時の表6
- ・付則ハ) 適用時の表7
- ・付則ハ) 適用時の表9

付則八) 適用時の第27条第1項 (下記の太枠線内を適用する)

【既認可保安規定 (原規規発第 1804192 号)】

(放射性固体廃棄物の管理)

第27条 管理グループ長は、放射性固体廃棄物を保管するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守して、これを行わなければならない。

- (1) 放射性固体廃棄物は容器に封入するなど汚染拡大防止の措置を講じた状態にて、管理区域内において貯蔵能力を超えない範囲で保管すること。
- (2) 地震等により、放射性固体廃棄物を充填したドラム缶等が移動しないよう、ベルト等で固定する措置を講ずること。
- (3) 放射性固体廃棄物を充填したドラム缶等には、放射性廃棄物を示す標識を付け、法令で定める規定に基づき記録された内容と照合できるような記号等を表示すること。
- (4) 放射性固体廃棄物保管容器の表面の線量当量率の管理目標値は、 $0.5 \text{ mSv}$  毎時以下とする。管理目標値を超える又は超えるおそれのあるものについては、適切な遮へい又は隔離保管により、立入り者への被ばく影響を出来る限り抑える処置を講ずるものとする。
- (5) 放射性固体廃棄物を収納しているドラム缶について、腐食の状況を1回/2年の頻度で点検すること。

【令和2年6月4日付け 補正申請書】

(放射性固体廃棄物の管理)

第27条 管理グループ長は、放射性固体廃棄物を保管するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守して、これを行わなければならない。

- (1) 放射性固体廃棄物は容器に封入するなど汚染拡大防止の措置を講じた状態にて、管理区域内において保管容量を超えない範囲で保管すること。
- (2) 容器内面に内容物が直接接触しないようにするため、第1段階で発生した容器を二重化する際には、内側の容器にビニール養生を行うこと。また、第2段階以降に発生する廃棄物はビニール袋に封入したうえで容器に封入すること。
- (3) 第4倉庫に保管している容器については、猛烈な台風により建屋が損傷した場合に備え、容器の飛散を防止するため、風による浮き上がりや横風による容器の転倒がないように容器を固縛すること。
- (4) 放射性固体廃棄物を充填した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、法令で定める規定に基づき記録された内容と照合できるような記号等を表示すること。
- (5) 第4倉庫については、個々の放射性固体廃棄物を収納した容器の外表面の線量当量率の測定記録結果が  $0.1 \mu \text{ Sv/h}$  以下のものを保管する。
- (6) 第5倉庫については、上記の線量当量率の測定記録結果が  $0.1 \text{ mSv/h}$  以下のものを保管する。ここで、測定記録結果が  $0.1 \text{ mSv/h}$  を超える容器については、 $0.1 \text{ mSv/h}$  以下となるよう適切な遮蔽を実施し、 $0.1 \text{ mSv/h}$  以下であることを確認する。

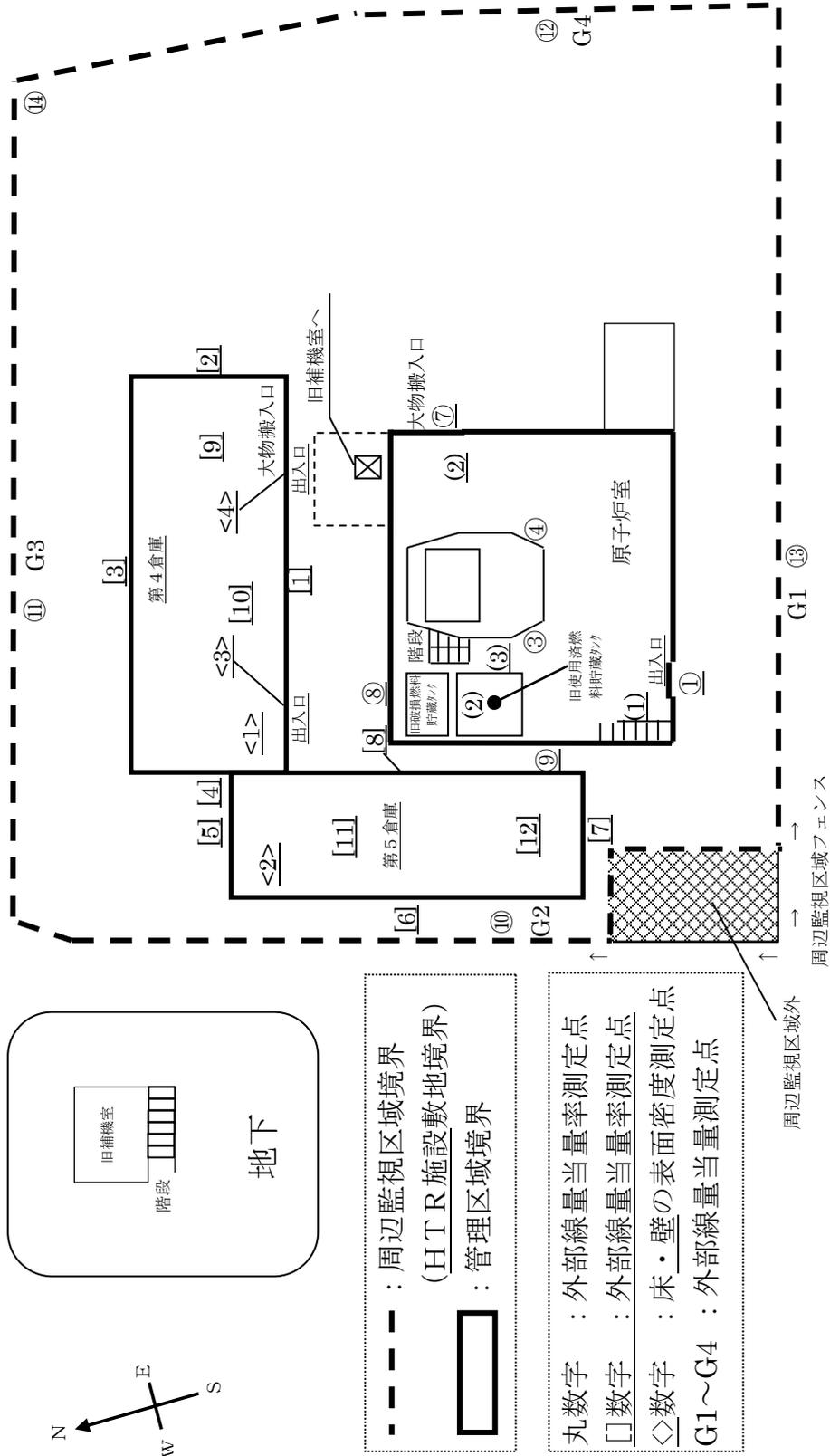


図2 管理区域周辺概況図 (一階及び地下)

付則八) 適用時の図2-2

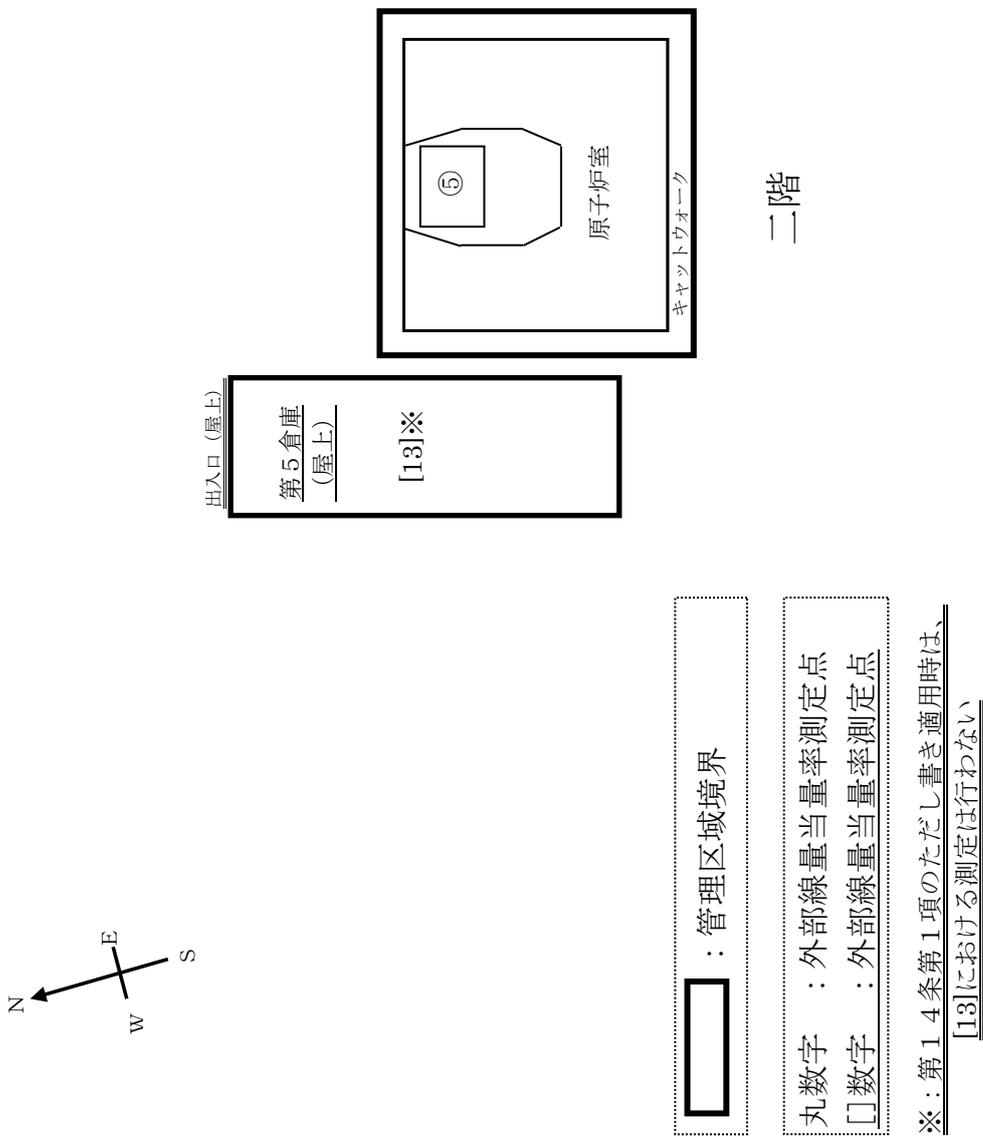


図2-2 管理区域周辺概況図 (二階及び屋上)

付則八) 適用時の表6 (下記の太枠線内を適用する)

【既認可保安規定 (原規規発第 1804192 号)】

表6. 外部放射線に係る線量当量率等の測定及び測定箇所 (規定第25条関係)

項目	頻度		管理値
線量当量率 ※	管理区域内	週1回の測定4箇所 (図2の②③④、図2-2の⑤)	実効線量で 10 $\mu$ Sv/h 以下
	管理区域境界	週1回の測定2箇所 (図2の①⑦)	実効線量で 0.5 $\mu$ Sv/h 以下
		月1回の測定2箇所 (図2の⑧⑨)	
周辺監視区域境界 (事業所敷地境界)	週1回の測定1箇所 (図2の⑩)	実効線量で 0.11 $\mu$ Sv/h 以下	
	月1回の測定4箇所 (図2の⑪⑫⑬⑭)		
線量当量	周辺監視区域境界 (事業所敷地境界)	3月毎 4箇所 (図2のG1~G4)	実効線量で 0.25 mSv/3月 以下
表面密度	管理区域内	月1回の測定3箇所 (図2の(2)(3)、図2-2の(1))	$\alpha$ 線を放出しない放射線物質で 4 Bq/cm <sup>2</sup> 以下

※: ⑥は欠番

【令和2年6月4日付け 補正申請書】

表6. 外部放射線に係る線量当量率等の測定及び測定箇所 (規定第25条、第26条関係)

項目	頻度		管理目標値
線量当量率 ※1	管理区域境界 (原子炉室内)	週1回の測定 (図2の③④ 図2-2の⑤)	
	管理区域境界 (第4、第5倉庫外壁)	週1回の測定 (図2の[5][6][7][8]) 月1回の測定 (図2の[1][2][3][4])	実効線量で 2.6 $\mu$ Sv/h
	管理区域内 (参考測定)	月1回の測定 (図2の[9][10][11][12]、 図2-2の[13] ※2)	—
	周辺監視区域境界 (HTR施設敷地境界)	週1回の測定 (図2の⑩) 月1回の測定 (図2の⑪⑫⑬⑭)	実効線量で 0.11 $\mu$ Sv/h
線量当量	周辺監視区域境界 (HTR施設敷地境界)	3月毎 (図2のG1~G4)	実効線量で 0.25 mSv/3月
表面密度	管理区域内	月1回の測定 (図2の <1><2><3><4>)	$\alpha$ 線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm <sup>2</sup>

※1: ①②⑥⑦⑧⑨は欠番

※2: 第14条第1項のただし書き適用時は、[13]における測定は行わない

付則八) 適用時の表7 (下記の太枠線内を適用する)

【既認可保安規定(原規規発第1804192号)】

表7. 巡視の確認項目(規定第29条関係)

確認項目	判断基準	頻度
(1) 放射性廃棄物の保管状況	廃棄物ドラム缶について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。 原子炉室において、床・内壁・天井に破損のないこと、浸水のないこと。	1回/週 (旧使用済燃料貯蔵タンク及び旧破損燃料貯蔵タンク内の放射性廃棄物の保管状況については1回/月)
(2) 出入口施錠設備等の状況	施錠設備の破損等の異常がないこと。 周辺監視区域フェンスに破損のないこと。 不審物の放置のないこと。	1回/週

【令和2年6月4日付け 補正申請書】

表7. 巡視の確認項目(規定第15条の2、第29条関係)

確認項目	判断基準	頻度
(1) 放射性廃棄物の保管状況	廃棄物 <u>容器</u> について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。	1回/週
	<u>廃棄物容器に腐食がないこと。</u>	<u>1回/2年</u> ※
(2) 出入口施錠設備等の状況 ( <u>管理区域、周辺監視区域</u> )	施錠設備の破損等の異常がないこと。 周辺監視区域フェンスに破損のないこと。 不審物の放置のないこと。	1回/週
(3) <u>所有権境界内の状況</u>	<u>所有権境界フェンスに破損のないこと。</u> <u>人の居住がないこと。</u>	<u>1回/月</u>
※: ファイバースコープ等を用い、目視確認をする。		

付則八) 適用時の表9 (下記の太枠線内を適用する)

【既認可保安規定 (原規規発第 1804192 号)】

表 9. 施設定期自主検査に係る維持管理 (規定第 3 2 条関係)

施設区分 (※)	設備等の区分	検査種類
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	旧使用済燃料貯蔵タンク	外観検査
	旧破損燃料貯蔵タンク	外観検査
原子炉格納施設	原子炉建屋	外観検査
	原子炉室 (固体廃棄物の廃棄施設)	14 諸文科科第 4706 号で許可を得た貯蔵能力 (200 リットルドラム缶換算で 1,000 本) が確保されていること。
	旧補機室	管理区域として使用の必要が生じた場合に室としての健全性を確認するための必要な検査を事前に実施
その他原子炉の付属施設	原子炉室クレーン	労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認

※: 廃止措置計画 添付書類 1 表 7 の記載を引用

【令和 2 年 6 月 4 日付け 補正申請書】

表 9. 施設定期自主検査に係る維持管理 (規定第 3 2 条関係)

施設区分 (※)	設備等の区分	検査種類
原子炉格納施設	原子炉建屋	建屋の外観検査
その他原子炉の付属施設	原子炉室クレーン	労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認
専ら廃止措置期間中に供する施設	第 4 倉庫 (保管容量 : 200L ドラム缶換算 1200 本)	保管容量が確保されていることの確認
	第 5 倉庫 (保管容量 : 200L ドラム缶換算 600 本)	保管容量が確保されていることの確認 建屋の外観検査
	自動火災報知設備	消防法に基づく点検の記録確認
	消火ポンプ、消火器	同上
	防火水槽	同上
	高圧受電設備	電気事業法に基づく点検の記録確認
	所有権境界フェンス	外観検査

※: 廃止措置計画 添付書類 5 表 1 の記載を引用